

## 地域の会第170回定例会 資料

平成29年8月2日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

資料1：前回定例会（7月5日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答



## 前回定例会（7月5日）以降の原子力規制庁の動き

平成29年8月2日  
柏崎刈羽原子力規制事務所

### 【原子力規制委員会】

- 7月 5日 第21回定例会
  - ・適合性審査における主な課題と考え方
- 7月10日 第22回臨時会議
  - ・東京電力ホールディングス株式会社経営責任者との意見交換
- 7月12日 第23回定例会
  - ・検査官等の資格付与に向けた制度の整備等について
- 7月19日 第25回定例会
  - ・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告
- 7月26日 第26回定例会
  - ・運転期間延長認可の申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則案等に対する意見募集手続きの実施について（案）
- 8月 2日 第29回定例会
  - ・平成29年度第1四半期の保安検査の実施状況について

### 【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 7月 5日
  - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（155、156）
  - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（606）
- 7月 6日
  - ・第484回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（新規性基準適合性審査に係る審査書類の信頼性向上のための取り組み結果に関する精査結果について）
- 7月 7日
  - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
- 7月10日
  - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（609）
- 7月11日
  - ・地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（109）
- 7月12日
  - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（610）
- 7月13日
  - ・第486回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の発電用原子炉設置変更許可申請書の補正に対する主要な指摘事項への対応等について）
- 7月24日
  - ・地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（110）
- 7月27日、28日
  - ・規制委員会による柏崎刈羽原子力発電所での意見聴取

### 【規制法令及び通達に係る文書】

- 7月 5日 ・柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書を受理
- 7月 6日 ・柏崎刈羽原子力発電所 6号及び 7号炉の新規制基準適合性に係る審査書類の信頼性向上のための取り組み結果について（追補）を受理
- 7月 10日 ・東京電力ホールディングス（株）から運搬に関する確認等に係る届出を受理（核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書の記載事項変更届出（代表者氏名の変更））
- 7月 25日 ・東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第4号機の使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理  
・東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第2号機の使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理  
・東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第1号機の使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理

### 【被規制者との面談】

- 7月 13日 ・柏崎刈羽原子力発電所 2号機の原子炉補機冷却水系配管サポート部分の損傷に係る東京電力ホールディングス（株）の対応について

### 【柏崎刈羽原子力規制事務所】

7月 27日、28日

- ・原子力規制委員会による柏崎刈羽原子力発電所での意見聴取に同行

### 【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>)にて発表している。

直近の主な更新情報は下記のとおり。

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1m 高さの空間線量  
<平成29年8月2日版> (平成29年8月1日測定分)  
[http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12229/24/192\\_20170801%20\\_20170802.pdf](http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12229/24/192_20170801%20_20170802.pdf)
- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射能濃度  
<平成29年8月2日版> (試料採取日: 平成29年7月31日)  
[http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12230/24/278\\_1\\_20170802.pdf](http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12230/24/278_1_20170802.pdf)

## 委員ご質問への回答

### 1. 竹内委員ご質問

活断層研究会から規制事務所にもこのことをお伝えしてあるとのことです  
が、規制庁にも伝わっているのか、また、今回東電が提出した書類の露頭番  
号の誤りは修正されていたかどうか確認していただきたい。また、今後、地  
層に関して現地確認をする予定はありますか？

(回答)

お尋ねの露頭番号については、東京電力から、岸ほか（1996）では、  
No. 53とNo. 54が逆となっているが、現地の標高や著者への聞き取  
り結果等から修正したと説明を受けています。現在、本件以外も含め審査資  
料の内容が補正申請書に反映されているかについて確認作業を進めています。  
また、現地調査の予定はありません。

### 2. 宮崎委員ご質問

(質問1)

東電は、原発敷地周辺の地質の柏崎平野に関するところでは、何かと 1996  
年の岸、宮脇論文を引用していました。しかし、第 218 回審査会合や第 241  
回審査会合での柏崎平野に関する説明では、岸、宮脇論文を否定することが  
見受けられます。説明のベースとなる論文は、学識者によってオーソライズ  
されたものでなければなりません。規制委員会は、第 218 回審査会合や第  
241 回審査会合の説明のもととなった研究論文を調査していますか。

(回答)

お尋ねの岸ほか（1996）との違いについては、東京電力から、岸ほか（1  
996）では、No. 53とNo. 54が逆となっているが、現地の標高や  
著者への聞き取り結果等から修正したと説明を受けており、その旨、審査資  
料にも記載されています。

新規制基準適合性審査では、事業者の評価結果の妥当性について、その根拠  
も含め確認しています。

(質問2)

規制委員会は、適合性審査において、地質・地盤の「敷地周辺および敷地内  
断層の活動性」の審査は済んだとしています。しかし、規制委員会=国が「審  
査に異常なし=済」としても、住民は納得していません。東電は、住民を納  
得させようと今年 6 月になって、「敷地内の断層について」チラシを全県に  
配って、活動性を否定する説明をしています。住民が納得していないのに、

国はこのままでいいのでしょうか。

東電の根拠は、ただ一つ、「発電所の火山灰＝藤橋の火山灰＝下北半島沖の火山灰 G10=約 20 万年前の火山灰」としているにすぎません。たった 1 箇所、下北半島沖の火山灰を根拠に年代を推定しています。根拠は薄すぎます。年代を推定はもっと科学的であるべきです。

藤橋の火山灰が 12~13 年前に形成された中位段丘と言われています。どうして、発電所の火山灰を含む地盤の地質比較を公表しないのでしょうか。また、下北半島沖以外に降り積もった火山灰 G10 を、せめて数か所公表しないのでしょうか。規制委員会は、これらのこと求めたのでしょうか。住民の不承知を東電の説得活動に任せておくのですか。

(回答)

柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号の原子炉設置変更許可申請については、現在審査中であり予断をもったお答えは差し控えます。

新規制基準適合性審査では、基準適合性を確認する上で必要と考えられる資料については事業者に対してデータの拡充等を求めていますが、お尋ねの東京電力の地元説明対応及び東京電力に対して期待されている資料の公開についてコメントをする立場にはありません。

(質問 3)

現在の規制委員会の地質・地盤に関する審査に信用が置けません。敷地内断層の形成年代のカギが柏崎平野南部の丘陵にあることが分かっているのでしょうか。第 218 回審査会合から第 241 回審査会合まで 2 カ月足らずで見解の違う説明をしても、深く議論された形跡はありません。まして、おおもとになる地質を規制委が現地に来て確認したとは聞いたことが有りません。現地の地質・地盤をしっかり確認しない規制委メンバーでは信用置けません。

福井の敦賀、大飯、美浜原発の敷地内破碎帯調査には、学会の有識者が調査団を作り、現地をきちんと調査しました。柏崎刈羽原発の断層調査を学会の有識者からなる調査団で行ってください。できますか。

(回答)

新規制基準適合性審査は、担当委員と事務局である原子力規制庁の職員が審査会合の場において進めて行くものであり、必要に応じ現地調査も行なながら進めています。

なお、お尋ねの敦賀発電所等の敷地内破碎帯調査に係る有識者会合は、旧原子力安全・保安院から、継続中であった 6 発電所について引き継いで評価を行ったものであり、新規制基準適合性審査ではありません。

有識者会合による評価は重要な知見の一つとして参考にしますが、規制基準への適合性は、原子力規制委員会が判断するものです。

以上

